

高齢者あんしん見守りネットワーク

「諏訪町ゆっと」会則

(名称)

第1条 本会は「諏訪町ゆっと」と称す。

(目的)

第2条 本会は、諏訪町に在住の市民が、ゆるやかなつながりを持つことによって、高齢者があんしんして、ともに暮らすことができるようにすることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の趣旨に賛同する者は会員となることができる。ただし、本会が行う会員登録説明を受けることを以って入会となる。また、会員本人からの大会の申し出を以って退会となる。会員については会員間の交流を図るための名簿を作成する。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 近隣に住む高齢者に対する目配り・気配り、声掛け等の見守り
- (2) 見守り活動の中で、異常・異変に気付いたら、専門機関等へ連絡
- (3) その他必要な事項

(運営委員会)

第5条 本会は、円滑なる運営を図るため運営委員会を置く。

- (1) 運営委員会は次の事項を扱う。
 - ①会員拡充のためのPR および募集
 - ②活動状況の報告・意見交換等
 - ③会員の研修および交流の企画・実施
 - ④高齢者福祉の推進に関する情報の収集
 - ⑤その他本会の円滑な運営に必要な事項
- (2) 運営委員会は年に1回以上、必要に応じて開催する。
- (3) 運営委員会の委員は、発足当初においては「諏訪町地域福祉懇談会」を構成する各団体、及び個人等より選出する。
- (4) 運営委員会に委員長（本会の代表を兼ねる）、副委員長2名、会計1名を置く。各々任期は3年とし、役員の内選により選出する。ただし再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 会員は、活動を通して知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーの侵害や秘密の漏洩をしてはならない。退会後も同様とする。

(事務局)

第7条 事務局は本組織の運営に必要な事務をつかさどる。事務局を東村山市社会福祉協議会内におく。

(会則改訂)

第8条 本会則は運営委員会の決定により改訂することができる。

附則

この会則は平成22年4月10日から施行する。

第1回改訂 平成23年12月14日

第2回改訂 平成24年10月10日